

2024年7月5日(金)

# 小栗キャップの News Letter

#### 税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

## 実務で使える就業規則とは

## 就業規則の問題点

「就業規則を作ったのに実務で使えない」と感じたことはありませんか。例えば、就業規則に定めた解雇事由や懲戒事由に該当するとして行った解雇処分や懲戒処分について、労働者が不服として労働基準監督署に申告をし、又は、裁判になった場合、会社が不利になったり負けたりということが少なくありません。会社としては、「ただ就業規則の記載に沿った処分をしただけなのに」という感想を抱いてしまいます。

この問題の原因が、就業規則の内容にあることは多いのです。現状の日本の労働法制では、法律の表現には抽象的で画一的なものが多く、具体的な考え方や判断基準はこれまでの膨大な量の裁判例が蓄積されたものから成り立っているからです。つまり、就業規則の内容も、法律の文言に沿った表現での記載だけでは足りず、過去の裁判例を踏まえた具体的な内容にしなければ、実際の労務トラブルに対応できなくなってしまうのです。

#### 主な原因は2つ

抽象的な法律表現による就業規則と、裁判例を意識した内容の就業規則との違いは、次の2つの視点が意識されているかいないかに大きな違いがあります。この2点の意

識が薄い就業規則に沿って、会社の行為が 行われた場合には、会社に不利な結果にな ることがあります。

## ① 解雇権濫用法理

## ② 合理的限定解釈

この2つをごく簡単に説明すると、法律 上は会社の権利として認められる行為であ っても、裁判所や労働基準監督署から「そ れはやり過ぎ」と一定の制限がかかること です。例えば「解雇事由」や「懲戒事由」は、 原則として会社が自由に定めることができ る権利ですが、実際の運用において、「労働 者の起こした問題と比較して、その処分は 重すぎる」として無効とされることがあり ます。これは会社が権利を濫用したとして の、解雇権濫用法理にあたります。また、会 社が規定した就業規則の内容が広すぎる、 例えば、「兼業・副業を全面的に禁止する」 との規定について、裁判所が「業務に支障 を来たさない範囲での兼業・副業まで禁止 すべきでない」と判断することがあります が、これは、会社が定めた「全面禁止」を修 正し、「合理的な範囲で解釈すべき」と合理 的限定解釈がされたことによります。



自社の就業規則の 内容を確認してみ ましょう